

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成30年5月25日

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから、平成30年平泉町議会定例会5月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

本定例会5月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、阿部圭二議員、4番、三枚山光裕議員を指名します。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会5月会議の会議期間は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、報告第1号から日程第5、報告第3号まで、報告案件3件を一括議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、報告第1号から報告第3号までの専決処分3件についての報告をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

報告第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでございます。

議案書2ページをお開きください。

改正理由でございますが、地方税等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、平泉町町税条例等の一部を改正する必要があるため、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。

このたびの地方税制改正におきましては、地方創生を推進するために、各地方公共団体がみずからの発想で特色を持った地域づくりを進めていくことが重要であるため、その基盤となる地方の税財源を確保する観点から地方税法等が改正されたことに伴い、平泉町町税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。初めに、個人町民税につきましては、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件の引き上げ、また、所得割及び均等割における非課税限度額の引き上げ、さらには基礎控除額及び調整控除額に対する所得要件の創設等があります。

なお、これらの適用は、平成33年以後の課税からとなります。

次に、固定資産税につきましては、現行制度である土地に係る負担調整措置の3年間の延長、そして政府が掲げる生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援として、生産性向上特別措置法に基づき、町内の事業者の生産性を向上させるため、一定の要件を満たす設備に係る固定資産税について、課税標準額を3年間ゼロとします。

続いて、町たばこ税につきましては、税率を平成30年10月から3回に分けて段階的に引き上げること、また、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこに対する課税方式の見直しがあります。

最後に、国民健康保険税につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を現行の「54万円」から「58万円」に引き上げること、また、国民健康保険の低所得者に対する保険税軽減措置の拡大

を図るため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「27万円」から「27万5,000円」に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「49万円」から「50万円」に引き上げるものであります。

以上、今回の地方税制改正に伴う町税条例上で関連する主な改正点を申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されたことから、平泉町町税条例等の一部を改正するものであり、平成30年3月31日をもって地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したところでございます。

次に、議案書13ページをお開きください。

報告第2号、平成29年度平泉町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告についてでございます。

議案書14ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年度平泉町一般会計補正予算（第8号）。

平成29年度平泉町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ986万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,597万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

議案書14ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

2款地方譲与税144万円の減、1項地方揮発油譲与税80万7,000円の減、2項自動車重量譲与税63万3,000円の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金25万3,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金74万1,000円の減。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金7万5,000円の減。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金221万6,000円。

7款自動車所得税交付金、1項自動車所得税交付金228万4,000円。

9款地方交付税、1項地方交付税4,331万2,000円、これは特別交付税の増額でございます。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金44万9,000円の減。

11款分担金及び負担金、1項負担金31万円の減。

13款国庫支出金1,369万2,000円の減、2項国庫補助金1,311万8,000円の減、これは、文化芸術振興費補助金871万円の減額が含まれております。3項委託金57万4,000円の減。

14款県支出金、2項県補助金14万6,000円の減。

議案書15ページをお開きください。

16款寄附金、1項寄附金33万2,000円。

17款繰入金、2項基金繰入金2,147万6,000円の減、これは、財政調整基金繰入金の減額でございます。

20款町債、1項町債20万円の減。

歳入合計補正額986万8,000円。

次に、歳出でございます。

議案書15ページの裏をお開きください。

2款総務費2,849万2,000円、1項総務管理費2,917万2,000円、これには減債基金積立金2,896万2,000円の増額が含まれております。3項戸籍住民基本台帳費68万円の減。

6款農林水産業費410万2,000円の減、1項農業費41万円の減、2項林業費369万2,000円の減。これには、ほだ木搬出運搬業務委託料243万8,000円の減額が含まれております。

7款商工費、1項商工費306万円の減。

8款土木費、2項道路橋梁費130万9,000円の減。

10款教育費、1,015万3,000円の減、1項教育総務費10万円、4項幼稚園費156万4,000円の減、5項社会教育費868万9,000円の減、これには、平泉の文化遺産を活用した地域活性化事業負担金871万円の減額が含まれております。

歳出合計補正額986万8,000円。

続きましては、議案書16ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

変更でございます。道路橋梁改良事業の借入限度額を1億7,320万円から1億7,300万円に変更したものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

次に、議案書23ページをお開きください。

報告第3号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてでございます。

議案書24ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成29年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,590万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,430万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

議案書24ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金1,035万8,000円、1項国庫負担金1,186万4,000円、これは、療養給付費負担金の増額でございます。2項国庫補助金150万6,000円の減。

4款県支出金、2項県補助金211万7,000円の減。これは、普通調整交付金の減額でございます。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金766万8,000円。これは、高額医療費共同事業交付金の増額でございます。

歳入合計補正額1,590万9,000円。

次に、歳出でございます。

2款保険給付費1,590万9,000円、1項療養諸費1,490万9,000円、これは、一般被保険者療養給付費の増額でございます。2項高額療養費100万円。

歳出合計補正額1,590万9,000円。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行します。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第27号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、補正予算案件1件の説明をさせていただきます。

議案書28ページをお開きください。

議案第27号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度平泉町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,000万円としようとするものでございます。

本議会定例会5月会議に補正予算を提案させていただいた理由でございますが、社会教育施設の整備に関しましては、平成29年3月に公民館と図書館を併設した施設を優先して整備していく方針を公表し、5月から7月にかけて行われた地域懇談会において説明を行ってきたところでございます。その後、社会教育施設整備基本構想、基本計画策定及び民間活力導入可能性調査の業務委託を行い、その中間報告を受け、事業手法を民間の活力を活用したDBO方式とすること、職員配置と指定管理を併用すること、公共施設等適正管理推進事業債を活用することとしたこと、DBO方式は、町の資金調達能力を活用しつつ、民間事業者に施設の設計、建設、運営、維持管理を一括で担わせる方式であり、これにより、従来方式に比べて財政縮減効果と提供サービスの向上が見込まれております。

この事業手法の一環として、事業内容の具体化、スケジュール設定などを行い、民間事業者を募集する民間活力導入アドバイザー業務を行う予算につきまして上程させていただきましたが、3月会議において、町民が安心して今後の大型事業の整備を理解できる町財政計画の提示、さらなる住民との合意形成に努めるように求めるという理由から、予算の減額修正がなされたところでございます。

3月会議後の平成30年3月22日には社会教育施設整備基本構想・基本計画を策定し、翌3月23日には、議会全員協議会におきまして財政計画とともに基本構想・基本計画を説明、公表いたしました。これらにつきまして、新聞、広報ひらいずみ、町ホームページに掲載しましたが、異論は寄せられておりません。

社会教育施設のあり方に関する懇談会では、公民館につきましては、「多様な講座に対応できるスペースが欲しい」、「活動ニーズに合った施設がない」、「バリアフリーに対応していない」などの意見が寄せられております。図書館につきましては、「閉ざされた学習スペースなど試験勉強ができる環境がない」、「蔵書スペースが狭く、既存図書を廃棄しないと新刊図書を配架できない」、「専用の駐車スペースがない」などの意見がありました。

このように、新しい社会教育施設建設に対する期待が高まっているとともに、このような人口減少社会であっても、まちづくりを進める上で社会教育を担う人材育成が急務なこと、また、時間が経過することによって再び民間活力導入可能性調査を行う必要が出てくること、さらに、公共施設等適正管理推進事業債の期限が迫っていることもあり、今議会に提案させていただくものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵毅志君)

それでは、議案書28ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号、平成30年度平泉町一般会計補正予算(第1号)につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書28ページの裏、第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金2,500万円、これは、公共施設等整備基金からの繰入金でございます。

歳入合計補正額2,500万円。

次に、歳出でございます。

10款教育費、5項社会教育費2,500万円、これは、社会教育施設整備事業アドバイザー業務委託料でございます。

歳出合計補正額2,500万円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(佐藤孝悟君)

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番、高橋拓生議員。

2番(高橋拓生君)

2番、高橋拓生です。

先ほど、町長の説明にありましたとおり、3月定例会後、3月23日の全員協議会の説明において、基本構想・基本計画に基づく社会教育施設の詳細説明があったということです。説明の中で、総合計画の概要ができる9月会議に再度アドバイザー業務契約の再提出をするというお話もいただいておりますが、今5月会議において、早まりまして再提出されたその理由についてお伺いしたいと思います。

議長(佐藤孝悟君)

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

3月の全員協議会では、そのような形で考えておったところでしたが、先ほど町長も申し上げましたが、全員協議会のときに公表いたしまして、翌日、岩手日日と岩手日報のほうに中身のほうは詳しく掲載されました。

あと、町ホームページにおきまして、3月22日に策定いたしました社会教育施設の基本構想・基本計画も掲載しております。これについても、住民の皆様からはご意見、異論等が寄せられておりません。

さらに、5月号の広報ひらいずみにおきまして、社会教育施設の建設方針、さらには公民館、図書館の合築の流れにつきまして掲載したところではありまして、それについても異論がなされておりません。

さらに、できるだけ早く、この人口減少社会の中におきまして、先ほどの町長の提案理由の中と繰り返になります。やはり、この人口減少社会において、この社会教育施設というものが担う役割というものが非常に重いだらうと、さらに、町民の期待も高まっているということも踏まえまして、そのさらに後、先ほども町長が申し上げたとおり、有利な起債等の期限もあるということも含めまして、このたびの5月会議での提案ということになったという次第でございます。

議長（佐藤孝悟君）

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

私、3月定例議会におきまして、説明が若干不十分と、丁寧な説明不足との理由で修正動議賛成いたしましたけれども、先ほど町長から説明があったとおり、3月23日の詳細説明をもちまして納得した次第ですが、当然のことですけれども、町民の待望の施設でもあり、今後におきましても丁寧な説明をしていただきまして進めていただきたいと私は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

補正のアドバイザー2,500万円についてでございますが、私は、つくるのであれば、コストを下げ、そして高い、安いにかかわらず、耐用年数は同じでございますから、そういう方向で、強いて言えば、8年間も体育館をつくられないで図書館と公民館を先行するというのはどうかと思います。

一応、私が調べてまいりましたことにつきましてお知らせします。

アドバイザー手数料が2,500万でございますから、強いて言えば、一般的な住宅も建つという金額でございます。震災から見ますと、建設関係につきましては、大分安定してまいりまして、価格も下がっております。そこで、千厩小学校が4月に完成しましたので、規格について、現場



を私は見てまいりました。現場と教育委員会、そして業者にも聞いてまいりました。

まずは、設計については、千厩小学校、設計、建設については三ツ矢建設でございます。地元でございます。体育館は、平野組でございます。校舎は鉄筋コンクリートづくりで、2階、5,976.64平方メートル、金額は20億でございます。体育館につきましては、鉄筋コンクリートで1,000平米、金額は2億でございます。1平米当たり20万円ということでございます。

町の公民館、体育館につきましては、1,600平米で11億、備品を除いても平米60万という金額でかなり高いわけでございますが、この公民館と図書館の平米当たりの比較はかなり高いわけで、この差についてどういうふうに思うか、お伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員ご指摘の千厩の件につきましては、存じ上げておりません。これにつきまして、試算につきましては、3月23日の議会でもご説明いたしましたが、現段階の積み上げの積算になっております。これらを民間提案いただくことによって、より安くなるかどうかはわかりませんが、よりよい提案というものが出てくるのではないかと考えております。単純に千厩の例と比較するということにはならないのではないかとというふうに考えておりました、その辺につきましては、今後、さらに詰めていくことになろうかというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

一治議員、佐々木一治議員、アドバイザー契約に関する質問に徹していただきたいと思えます。

8 番（佐々木一治君）

面積も500以下なのでございますから、さらに、当町では、新聞では、一部2階と書かれておりますが、建設材料については、当町では何でしょうか。

それから、DBOの借入れが低利で安くなるということでございますけれども、かなり金額が、千厩小学校と比べれば平米的にも高いというのが現状でございます。一部2階かということと、さらに、建築材料は何であるかということです。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

DBO方式につきましては、昨年の12月22日にもご説明申し上げたところですが、機能の発注ということになりますので、今までの役場でやっておりました材料等を決めていく発注とは違って、機能ではなくて、性能発注という形になりますので、材料等は指定していくものではないかと、企業の方から提案をいただくような形になります。ですから、その辺は、性能を担保できるというものであれば、さまざまな材料は考えられるのではないかとこのように思っております。

それと、あと、一部2階になるのではないかとこの説明につきましては、3月23日にも基本構

想・基本計画をご説明した中で、一部2階建てになるということは説明はしておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

わかりました。

それでは、設計さんについては八千代エンジニアリングということでございますが、これ1カ所でしたか。さらには、数カ所見積もりされなかったのかということでございます、その点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

この民間活力導入可能性調査と基本構想・基本計画に関しましては、プロポーザル方式によって事業者を選定したところでございます。この中身につきましては、プロポーザル方式につきましては、採点結果による順位というものは各事業者にご報告しますが、基本的に企業の秘密の部分もございますので、公表はなされないことになっております。その中で、この八千代エンジニアリングが、この基本構想・基本計画と、あとは、民間可能性調査を受託したということになっております。

その中で、この民間活力導入可能性調査につきましては、さまざまな民間事業者、この八千代エンジニアリングが持っているコネクション等々を使つての調査になりますので、見積もりはここからもらったというところだけでございます。ただし、今回の予算額は2,500万円でございますが、もともとの、もう既に仕様設計されておりますのでご存じかとは思いますが、本来の見積もり額は3,100万円を超える額でございました。それらにつきまして、庁舎内で必要な部分、必要ではない部分とか、下げられる部分を検討した結果、この2,500万円という予算を計上したというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

4 番、三枚山です。

この見積りについて、2,500万円の根拠について、今も前段ありましたけれども、それから、3月でしたか、いろいろ質疑の中で、今、八重樫課長言ったことも聞いた記憶があります。

私、記憶がなくなったのか、資料が廃棄されたのかわかりませんが、見積もりの中身について改めてお聞きしたいのと、その見積書というのは、私たちもらいましたでしょうか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

見積書につきましては、議会には提出しておりませんが、この会議の前に、議員さんのほうから資料提出ということで資料請求ございまして、提出をしたというところでございます。

4 番（三枚山光裕君）

中身。2,500万円の根拠。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

2,500万円の中の業務につきましては、3月23日に、作成した図の中では説明しておりますけれども、10項目からになってございます。事業者提案募集を考慮した事業スキームを精査していくところ、2つ目としまして実施方針及び要求水準書案の作成、3つ目としましては、実施方針及び要求水準書案の公表に関する支援、4つ目としましては、町の財政負担額の算定、5番目としましては、募集要項及び要求水準書の作成、6番目としましては、民間事業者の選定基準及び様式集の作成、7番といたしまして契約書案の作成、8番といたしましては、募集要項等の公表に関する支援、9番としましては、審査委員会の運営公表に関する支援、10番としまして契約交渉等の支援、以上の、あとは打ち合わせ協議ということになりまして、あとは報告書の作成等の協議となっております。

議 長（佐藤孝悟君）

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

ただいま、金額の詳細については、触れませんでした。全体2,500万円というのは、先ほど来、3月も言われていましたけれども。なぜ議会に出さないのかという点です。それ、資料請求あったから出したと、資料請求がなければ出さないまでですか。どこかの国の答弁みたいな話で、やはり最初からそこも含めて出すべきではないかと思えます。

普通、家庭で何か電化製品買う場合は、幾つかの電器屋さん見たり、あるいは性能を比較したり、そうやって決めるものだと思います。数万円の電化、家電製品を。ところが、2,500万円もの金額なのに、そういった詳細も出さないで、それで説明した、説明したというのは、私は納得できないと。いかがでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

見積書につきましては、先ほど申し上げたとおり、事業者の意識もかなり反映されたものにはなっているかと思えます。それを庁舎内で精査いたしまして、査定して、2,500万円になったということでございますので、今後、全てを出していくということにはならないかと思えますけれども、その辺につきましては、庁舎内でもちょっと議論をして、今後の進め方、提出の仕方等につきまして検討を進めていきたいというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

若干気になっている部分をお尋ねをしたいというふうに思います。

3月会議では、結果的には、修正案に賛成をしたという一人でありました。今回にあっても、変わりなくそのまま提案をされるということはそのとおりだというふうに思いますが、いろんな面で丁寧に説明はしていくという町長のお話もあったわけですが、いずれにしても、先ほど来、町長の挨拶の中にもありましたように、町民懇談会を開催をして、それぞれ町民の皆さんにはご理解をいただいたのだという話もされました。それから、担当課長にあっては、そういう説明をして歩いたその後の経過によっても、町民からは何の異論も、反論もないのだと、みんな理解してもらっているのだというような話です。

しかし、私の思いは、それはちょっと違うんではねえかということは、平泉町、小さい町けれども、議会があるのですよ。町民集会ではないのですよ。ね。そここのところを履き違えてしまって、町民懇談会をして歩いたからこれはもう納得したのだと、町民が納得したのだから、議会もすぐ納得せいという、それ、順序、ちょっと間違っているのではねえかというように私は思うのです。間違ったら語ってください、あなたの考え違いますというように語ってくださいよ。ね。そういう順序立てをしっかりとやらないと、もう、この4年間に否決2回ですよ、これで、そういうのを、上から目線ではなくて、やっぱり丁寧に議会にも説明をするという、そこらからなのですよ。

余りにも、こう言っちゃ失礼なのだけれども、あしたのきょうですから、強くは言いませんが、ね、強くは言いませんが、そういう押しつけがましいというか、全く議会を軽視しているという、そういう捉え方に私は思います。今回の案件にあっても、丁寧にやるという話をしているものですから、もう少しそこらあたりは対等な目線でやってもらわないと困りますよ。きっちり、今後、多分、いろんな面でこういう極論が私は出なければいいと思っていますが、そういうことのないように、ひとつ、自分たちの考えはいずれ変わんねえのだと、このままでやるのだというようなことであれば、それは仕方ありませんが、少し当局の体質を変えて、易しい、議会に対するそういう説明等にも徹してほしいなというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまの千葉勝男議員のご発言であります。このアドバイザー契約は、とにかく公民館、図書館を合築するという方向性については、議会にも説明させていただきました。そして、町民にも、先ほどの私の提案理由の中でも説明させていただきました。

しかし、限られたある程度の財源、そして国の事業も使いながら、なおかつ住民の方々に最も、ここでは、例えばホール的なものも欲しい、例えば子育て支援のそういうお部屋も欲しい、バリ

アフリーも欲しい、さまざまな要望も、今までで聞いてきました。その中で、今回の、前にもなのですが、12月にDBO方式を説明させていただきましたが、従来の方式だけでいくと、やはり財源的にもかなり厳しく、さらに大きさも、内容も、ちょっと縮小せざるを得ない部分というのがあります。しかし、議会でもお話しされておりますのは、するときは、やっぱり中途半端なものだったなということにはやっぱりしたくないなど、それは、議員の方々もですし、私たちもです、せっかくなので、やっぱり踏ん張るところは踏ん張ってやるやというところであります。

そんな中で、いわゆるこのDBO方式がいろんな意味で、そういった意味では、財源的にもクリアできる部分が1つ、そしてもう一つは、このアドバイザリー契約の中で、結局、私たちもこれ、現場でも、現場というのは教育委員会、教育委員の方々もいろんな地域を、同じように合築されている施設なども、議会の委員会でも調査もされておりましたが、いろんな場所を見て、うちのほうでやる場合はやっぱりこういうのを加えたほうがいいのか、いろいろやっぱり調査もしていただいております。それを今、町民も、この懇談会等で今までご指摘、また、町内のあらゆる方々、多くの方々に今回の合築するまでに絞るまでも懇談会もさせていただいて、その中で、いろいろな意見も聞かせていただきました。そういった中で、やっぱりそれを現実的にどういう大きさにしたり、先ほど佐々木議員からも質問ありましたが、2階とって、どのぐらいの2階にするのだとか、大きさだったり、中身だったりを早くやっぱり皆さんに提案していただかないと、本当の中身を皆さんに議論していただけないのです。

ですから、皆さんの要求をそこに満たせるように早く提案して、それを見ていただいて、そして、あれ、ここもう少しこういうのも入れたほうがいいのではねえとか、いろいろやっぱり少しそこに時間をもむ機会をかけたと思うのです。はい、これでできました、これで提案しますではなく、しかし、それを民間活力でやるわけですから、その民間の、こういうのを民間でも提案してくるわけですよ。その提案に対して、私たちもこの2,500万円の中で、もう少しここ、こういうふうに入れてねえとか、やっぱり中身をいろいろ要求したり、それではできないとかできるとか、いろんなそういった部分をやっぱりもんでいただいて、最終的に町民の方々が、皆さんに見てもらって、もちろん議会の方々に最初に提案していきましても、これではどうだろうという部分を出しながら、そして、業者の方々が手を挙げていただくという方式であります。ですから、このことを、アドバイザリーが進まない、いかないと、中身のことも提案する状況にならないわけであります。

ですから、議会の皆さんにもお話しを受けておりますが、私たちは、私は、建てるのに反対なのでねえと、ただ、その中身がしっかりまだ見えないからというお話ですが、その中身、先ほど佐々木議員の質問にもありましたけれども、例えば平米とか、あと材質とかというのも、これからどういう業者の方々が手を挙げていただけるかわかりませんが、その手を挙げた方々が提案していただけるのですが、何、こんなのではおらはでは参加できないとかって、こう、まずまた困ることもありますんで、その部分を、議論をきちんとやはり皆さんに提示しながら、皆さんにその議論にはまっていたきながら、その中身を皆さんに、議会に提案をさせていただき、そして

町民の方々にもそれを周知して、そして、最終的な議決もまたいただかなくてはなりませんので、その前段であります。ですから、従来方式と基本的にこのDBO方式を使うというところで、そこが基本的に違っているということで、全く議会を軽視して、住民懇談会をやったからいいのだということではなく、既に議会の皆様には、合築していくということは以前からお話しさせていただいて、あるときから報告させていただいておりますので、その次に進む段階の今回のアドバイザリー契約でありまして、実質、時間がたてばたつほど、今回の社会教育施設に手を挙げていただける業者がなくなってしまうと、結果的に町としてもまた別な方法を考えなくてはならない、そういう状況に陥る可能性がありますし、国の起債事業もかなり難しくなっていくと。

例えば、今、11億幾らということで、大ざっぱですけれども提案させていただきますが、それが1億幾ら、それが使えなくなると、またさらに内容的にも、そして規模的にもまた縮小せざるを得ないという、まさに中途半端な施設だということになりかねない、そういう事情があります。そういった意味では、今回で全て、前もお示ししましたが、議決されるのが今回で最後ではありません、これからさらに議決を求めながら、相談をしながら進めなくてはならない、そういう内容でありますので、どうぞ、議会を軽視しているということでは全くございませんので、特段のお力添えとご協力をお願いいたしたいというふうに、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ありがとうございました。

DBO方式、何が、例えば将来的に何社かそういう手を挙げてきた場合に、心配される部分はないものかどうかということですが、私的には、会社というのは、やっぱりもうけがないとやんねえということなのです。万が一赤字になったときには、万が一、そのときには、やっぱり町としては、それは負担しなければいけねえという羽目になるのでしょうかね。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

DBO方式に関しましては、民間活力を使っていくという意味では、PFI方式と同じ形にはなりますけれども、財源を町が調達するというものが違うということでございます。

町としては、委託契約を結ぶ形になりますので、最終的にはですね、その中でやっていってもらおうということですので、建物をつくる段階で赤字ということは多分ないだろうとは思っております。その後、そこは、見直し等々が起きる可能性はないとは言えないと思います。ただ、細かな意味では、ちょっと新たな方式なものですので、できるだけそういうことのないような形でスタートから取り決めをきちっとしていきたいとは思っております。

10番（千葉勝男君）

終わります。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋でございます。

3点町長にお伺いをしたいというふうに思いますが、誤解を受けるといけないので冒頭にお話しておきますが、予算の修正動議の提案の際にも申し上げましたけれども、私は、この社会教育施設、公民館、図書館の建設に反対をしているわけではありません。建設に向けての取り組みを、しっかりと手続や手順を踏まえて、その上に立って、大多数の住民の合意を得られる環境をつくるべきではないですかと、このように考えているのであります。

そこでお伺いをするわけですが、まず、この議案第27号については、既に町長言われましたように、3月の予算審議の中で修正否決をされたものが、同一形式、同一内容で改めて出されてきたわけでありまして。そこで思い出していただきたいのですが、30年度予算を審議した特別委員会における質疑ですよ。約7割の質疑が、この社会教育施設建設にかかわっての質疑に終わったわけでございます。費やされたわけでございます。そして、その中で、町当局の皆さんの答弁は今回の補正予算提出に生かされていないのではないかというふうに、私は、提案された、今回、補正予算の提案をされた経過を振り返れば、このように言わざるを得ません。少なくとも、3月会議の経過をひも解きながら、そこから、伯楽の一顧を得るといふ故事がありますけれども、そうした故事に学びながら、どのようにして議会や住民の理解を得るかという取り組みをなさるべきであったというふうに思います。

そこで、同一形式、同一内容のこの案件が、提案理由が具体的に示されないままに、いわば一事不再議でいうところの事情変更的な内容で提案をされたわけでございます。一事不再議に当たるのかどうかということが見解の分かれることでありますから、ここで論ずることはありませんけれども、まず最初に町長にお伺いしたいのは、今回の議題の提案に当たって、会議規則や通年議会実施要項で定めるいわゆる事情の変更があったと認められるとする判断材料を、本来であれば事前に議会に示して理解を得ることが相互の信頼関係の確立につながるものでありますし、まさに3月議会をひも解けば、それが行政側と議会側との信義誠実な関係というものづくりにつながっていくのではないかというふうに思います。そのことに対する町長の見解を伺いたいと思います。

2つ目でございます。30年度予算案を審議した3月会議、そして会議後の、町長言われた23日の全員協議会では、改めて財政面への影響や事業の進め方に対して質問や意見が相次ぎました。きょうも、同僚議員がその部分に触れたわけでございます。

予算修正動議の提案理由でありました町税収の減少に対する恒久的税収対策はもとより、健全財政の確立に向けた対策を示すなど、町民が安心して今後の大型事業の整備に理解できる町行財政計画を提示する必要があると、そして、住民との合意形成に努めるよう求めるとした修正動議

の提案理由であったわけでございます。この修正動議が議決をされたということに対してどのように受けとめているのか、2つ目にお伺いします。

3つ目でございます。平泉町の人口も、全国同様にどんどんどんどん減少をしていく中で、箱物をつくった後に、住民の暮らしにどのように影響するのか、住民が安心して暮らせるようにすると、そのための投資が大事だろうというふうに思います。しかし、一方では、社会教育施設の建設というものの町民の要望もある中で判断をしているわけでありますから、当然のこととして、社会教育施設の建設は住民との合意、合意に向けたコンセンサスづくり、それが必要であろうというふうに考えます。

先ほど、地域懇談会で説明をしたと、ホームページに掲載をしたと、しかし、異論は寄せられていないと、このようなお話でございました。平成25年を思い出してください。体育館建設計画で、基本構想までつくって、地域懇談会を開催して、さまざまな意見が出されて、26年度には体育館建設を凍結した、このような苦い経験があるではないですか。そういうことからすれば、やっぱり住民との合意形成を図るとというのが極めて大事なことであるというふうに思うのですが、現在の取り組みで十分だというふうに考えているのかお伺いをします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まず、1点目でありますけれども、いずれにいたしましても、今回の3月会議では、内容について、特別委員会の中で説明が不十分であったというご指摘に対しまして、私は、いずれこの予算案件を今後進める中にも、議会にはきちんと説明をしながら今後進めていくのだと、その中でご理解をいただきたいということで、予算特別委員会では、全員で採択をいただいたところでありました。

しかしながら、その数日後の特別委員会では、そういう結果にはなりましたが、ただ、本会議を前にして、皆さんにはそこまでご理解をいただいて、特別委員会を全会で通して賛成をいただいたわけですから、会期中であっても、23日を待たずに説明をさせていただくということで、前日の日に急遽説明をさせていただきました。しかし、だからといって、23日はやらないということではなく、23は23でやりますけれども、説明の足らなかつたところ、ご理解のいただけない部分はどこかということをさらに熟知していただきながら進めていくように、そんな形で前日にさせていただいた経過であります。

本会議で、結果的に、現在、議員がご指摘のとおり結果になりましたが、その後、23日においても説明し、その後、その説明に対しても、議員の質問に対しても、丁寧に答弁をさせていただいたところであります。また、後日も、担当課にも、財政のほうにも、議会の方々を含め、この部分がもう少し知りたいとか、そういう資料の提出等々あったものについてはきちんと説明しまして、そしてご理解を賜るようということで、1件、2件、何件か問い合わせもあって、勉強会といいますか、調査もしていただいたようであります。そういった中に、この契約は早く皆さんに、先ほども答弁で言いましたし、今の高橋議員の3番目の答弁にもお答えしますが、結果



として、内容をきちっと整理をして出していかないと、議論のしようが、今の段階ではできないのです。ですから、このアドバイザー契約をやった時点で、その中身がこれから皆さんで議論を埋める、そういうのが提示できてくるのであって、そこへもう、今、本当に入り口でやれない状態にいるわけであります。ですから、前の体育館のときの方式と今のアドバイザー契約とは、全く進み方が違う。

これは、去年の12月にも説明しておりますから、ご理解いただけていると思いますけれども、そういった部分で、次の一步を踏み出せなくて、そして、町民にも、議会にも、まずは議会の皆さんにも今、提示できなくて、どういう形の、どういう大きさの、そういうところまでまだ提示できない、そういう状況であります。そういう部分に幾らかでも時間をかけて、皆さんでご理解いただきながら、そして議会にも提案していく、そして議決もいただくという、そういう順序でありますから、その辺は特にご理解を賜りたいというふうに思っております。

なお、議会の手続については、議会の議長、そして議会ともお話しして、手続的には全く問題のないということであります。

以上であります。

あとの補足の部分については、担当課からご説明をいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

先ほどもご指摘いただいたことですが、議会を軽視しているとか、そういうつもりは全くございません。ただ、説明の不足の部分がありまして、そのような形で受け取られたとしたらば、非常に申しわけなかったというふうに思っておるところでございます。

今、高橋議員さんのご指摘のことですが、この議会でも、今後もより丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに思っております。住民とのコンセンサスの取り方につきましても、特別な懇談会という形にはならないかもしれませんが、事あるごとに情報発信をしまして、皆様からのご意見をいただくような形で取り組んでいきまして、町として、皆様に歓迎されるような施設のあり方を目指してまいりたいと、それには当然のことながら、議会の皆様とも一体となって進めてまいりたいというふうに思っております。

今後も、さまざまな場面で皆様と仮にご説明する場面あるかと思うのですが、それらにつきましても、今後は、より細かく丁寧に説明してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

2点目についてのお答えがなされなかったわけですが、それはあえて触れなかったのだろうというふうに推察せざるを得ないわけですが、まず、私は、このように思うのです。

内容をしっかり固めないで議論ができないと、それはもっともな話なのですが、町長が言われた内容を固められた議論ができないというのは、建物の建設ですよ。構造ですよ。私どもが修正動議などを通じ、あるいは質疑を通じて求めてきたのは、建物の構造もさることながら、平泉町の置かれている行財政事情の中で無理はないのですかと。やっぱり、町民の皆さんが、住民が、あ、なるほど、これならば建ててもいいね、建てようよというふうになるような判断できる材料というのをしっかりと示すべきではないかと、私はこういうふう思うのです。課長から、改めて住民とのコンセンサスを得るための考え方などが示されました。そこはぜひしっかりやっていただきたいというふう思うのです。3月会議でも、町長を含め、答弁に立った課長皆さんは、異口同音にそのことを言っていたわけです。町長は、「極めて大事な指摘だ」という、そういう表現までしたわけですから。

そこで、私がちょっと気になるのは、町でこの社会教育施設を建設するに当たって、町内の18の団体の代表者などを集めて3回の会議を開いていますよね。そして、その3回の会議の中で、参加者から、建物を建設するという点については異論はないけれども、果たして財政事情からいってそれが大丈夫なのですかと、こういう心配をする意見が出されていましたよね。それに対して、出席された課長は、「財政的なことが不透明でわかりにくいという点は、今後、わかりやすくしていく努力はしていきたい」と、このように答えた。そして、次の会議で、懇談会で、わかりやすくしていきたいということをどのように答えたかということ、地方交付税はそれほど減っていないと、人口は減っても、現実には借金を払っていると。公債費比率も基準値以下だから、良好な状態になっていると、このような発言をして、最後に、こういうように述べているのです。「建設による借金で、将来にツケを回すのはそのとおりだが、皆さんの税金が上がっているわけではないでしょう」と、まさに問題点をすり変えているわけですよ。言葉は悪いですが、目くらましみたいなものですよ。正面から、懇談会に参加している団体の代表者に対して、出された懸念と疑問に答えない、こういう姿勢が議事録にきちんと載っているのです。だから、私は、きょうの質疑の冒頭で言いましたように、3月会議の議論をしっかりひも解いてくださいと、このように言わざるを得ないのです。

ぜひ、これ以上議論をしていっても前向きな答えは出てこないのしょうからここでやめませうけれども、そういう思いで見ている住民、町民もいるということを決して忘れないでください。頭の中にきちんと、隅にでもいいですから置いておいていただいて行政運営に携わっていただきたいと、このように私は強く求めたいというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれにいたしましても、今回の施設については、住民にも、今まで体育館の建設に、先にやってほしいという方もあります。そして、図書館、公民館が先だという方もあります。そういった中に、何とかその順番をまず町としてきちっと整理するためにも、1回にということは当然無

理でありますから、議員ご承知のとおり、そういった意味では、こういった形が最もベストかということ、全般的に体育館、公民館、図書館というだけではなく、社会教育施設、あと、文化ホールの要望もあるわけですから、それを総合的に判断していくためには、これとこれが合築する場合はこれがちょっとおくれるとか、体育館だけのときにはこうとかという全体的な中でやはり調査をする必要があるということで、ここ二、三年ですか、やらせていただいた経過も今までお示ししたとおりであります。そういった中で、今、進めている社会教育施設が優先されるというところまで報告をさせていただきました。そういった中で、この中身を含めながら、全体的な、提案する、皆さんにお示しする場合は、当然、財政計画をきちっと中に入れてやっているわけであります。

議会の答弁でも、大丈夫ですという答弁をさせていただきましたが、今回の3月の予算を提案する中でも、平泉の財政状況等も、皆さんに、今の状況はこういう状況だという財政内容もご説明させていただいているところであります。そういった中で、財政、そして今後も、先ほど、おおむね11億以下だという試算を提案させていただきましたが、今後進める中に、当然修正する部分というのは出てくると思うし、また、新たに提案をし、中身を熟知しながらご相談を申し上げなければならない部分も出てくると思います。

いずれにいたしましても、今の人口減少という中で、なおかつやはり持続可能な地域を、今後とも平泉の町として今後さらに推進していくためには、この社会教育施設のあり方というのも大変重要な位置を示しているところであります。体育館をぜひ早くやってほしいという体協の皆さんにも、早く今の公民館、図書館を早くやって、体育館の建てる時期も早く示してほしいという、そういった要望も出されております。そういった意味では、いち早く町民の方々の理解をいただきながら、社会教育施設の整備等々を、行政運営に当たっては、議会の方々にきちっと整理をしながら説明をし、ご理解をいただきながら、さらに町民合意を賜りながら進めてまいりたいと思っておりますので、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、なしと認めます。

ここで休憩をいたします。25分まで休憩いたします。

---

休憩 午前11時13分

再開 午前11時23分

---

議長（佐藤孝悟君）

時間前ですけれども、全員そろっておりますので、始めたいと思います。

再開します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

4番、三枚山光裕議員。

#### 4番（三枚山光裕君）

三枚山光裕でございます。議案第27号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第1号）、社会教育施設整備事業アドバイザー業務契約料2,500万円について反対の討論を行います。

私自身、社会教育施設の整備について賛成ですし、財政的にも、今が一番いいのではと考えています。そのことは、3月会議の予算特別委員会でも、修正案に対する賛成討論でも述べてきたとおりでございます。その上で、今回の提案に対して反対の理由は、何よりも説明不足が解消されていない、議論が不十分だという点であります。アドバイザー2,500万円が高いか安いかということは、もちろん大切な議論であります。ただ、3月議会の議論は、DBOがだめとか、あるいは建物の構造ということではなくて、議論、説明が足りないということがその中心でありました。

3月定例会議の予算特別委員会の総括質疑では、きょうの討議でも、議論の7割がこの問題だという指摘もありました。町当局は、説明不足、反省、心からおわびと繰り返し述べ、その回数は10回以上にも上りました。そして、きめ細かに説明する、議会後も説明する機会を持って理解を得た上でと答弁をしています。

3月会議後の3月23日に全員協議会がありました。がしかし、3月予算特別委員会では、基本構想・基本計画の納品がおくれ、議会直前に届いた旨の町当局からの説明がありました。そうした経過から、予算特別委員会の議論を受け、23日に議員全員協議会を急遽開いたというのが事の経過でした。そして、23日の全員協議会では、基本構想・基本計画は示されましたが、14日とほぼ同じ資料、同じ内容の説明でありました。したがって、3月定例会議以降、この2カ月余も実質一度も説明がないままの本日の再提案となりました。

3月23日の全員協議会の中では、社会教育施設などの建設について、将来の町の財政状況を心配する質問に対して、町の幹部は、平泉町の財政担当者は優秀だから大丈夫だという趣旨の答えが飛び出しました。本来であれば、裏づけとなる資料を示し、説得と納得で進むのが議論のはずですが、ところが、わかりやすく言えば、納得してもらうような説明はできないが、町の職員が優秀だから安心してくれと言わんばかりの発言であり、驚くほかありませんでした。

平泉は、世界文化遺産の町です。そうした発言は、文化とはかけ離れたものだと私は思います。町当局職員も、議会の議員も、そして私も、その歴史に恥じない議論が求められるのではないかと思います。議会に対して十分な資料も示さないで、そして納得できる説明もしない、きょうの議論でも、アドバイザーの中身の詳細は、とうとう議会に示しませんでした。議会制民主主義の問題だと私は思います。

この補正は、賛成か反対か、議員としての立場を示す以前の段階にまだあると言わざるを得ません。きのうときょうとでは考えが変わることはよくあることです。しかし、この件は3月以降

何も変わっていない、考えを変えるに、十分な説明もなかったのであります。

以上で、討論いたします。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、賛成の発言を許します。

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

1 番、氷室裕史です。私は、今回、原案に賛成する立場として討論いたします。

去る定例会 3 月会議において、私は、社会教育施設整備費 2,500 万円の計上に反対する立場を表明いたしました。その理由として、まず、3 月 9 日の予算委員会において、当局が同僚議員の総括質疑に対してくだんの説明不足を認めた点、加えて、本会議最終日の前日に協議会を開き、改めて議員に説明をする運びとなりましたが、その説明でも、私自身の中で十二分な理解が進まなかったという点であります。理解に至らぬまま社会教育施設整備費 2,500 万円の計上に賛成することは、町民の付託を受けた議員としては適切でないことは明らかであり、もちろん、理解あるいは納得したふりをして賛同することは論外です。

定例会 3 月会議において、多くの議員から、2,500 万円を計上するには説明不足であり、拙速ではないかと、そういう意見があり、修正動議が可決されました。しかし、修正動議に賛成したどの議員も、社会教育施設そのものの建設に反対の立場を明らかにしているわけではなく、そのプロセスに疑問符をつけているだけであります。私自身も、決して建設に反対であったわけではなく、当局の若干の説明不足と私自身の理解不足が相まって、定例会 3 月会議での決断に至ったものであります。

きょうで、定例会 3 月会議から 70 日が経過し、その間、当局から新たな説明はありませんでした。しかし、当局に各議員が足を運び、話を伺う機会は十二分にありました。私は、議員として、当局の説明を待つよりも有益であると考え、当局がお忙しいのを重々承知の上で話を伺いに行き、みずからの疑問点をぶつけ、そして納得し、理解に至りました。定例会 3 月会議後に、決して建設に反対する立場ではない者として、当局の考えを理解し、みずからの疑問を解消した現在、私は、原案に賛成いたします。

以上で、私の賛成討論を終了いたします。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に反対の発言を許します。

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。本 5 月会議に提案をされております議案第 27 号、平成 30 年度平泉町一般会計補正予算（第 1 号）に反対の立場から討論をいたします。

先ほども申し上げましたが、私は、社会教育施設の建設そのものに反対をするものではありません。建設するに当たっては、住民合意を得る幾つかの環境整備が必要であり、その環境整備に向けた行政としての真摯な姿勢が示されていないことに異議を呈するものであります。その上で、

3点について意見を述べ、討論を行います。

30年度予算案を審議をした3月会議において、予算修正動議に反対した議員も含めて、複数の同僚議員からアドバイザー委託料の予算支出に対し厳しい質疑が相次ぎ、町当局は、議会の理解を得ていなかったこと、説明不足があったということなどを謝罪し、今後は、新年度になってもきめ細かな説明機会を設けて、理解を得た上で執行してまいりたいと答弁をいたしました。

3月23日の全員協議会の中では、改めて財政面への影響や事業の進め方に対し質問や意見が相次いだことは、周知のとおりであります。翌日のマスコミ記事には、「町は住民や議会に説明した上で、町長選後の9月ごろに再度予算を計上する」と報じられました。以来、この2カ月の間に、町側から議会に対する一切の説明もなく、3月会議の答弁が履行されないままに、今回の補正予算案の提案に至りました。

新年度になっても、きめ細かに丁寧に説明し、理解を得るとの言質がほごにされていることは、今回の提案に当たっての客観的な事情変更の理由さえ示されないまま提案された事実が物語っています。議会における答弁が履行されないことは、議会と行政との信頼関係の破壊につながるものであり、こうした現状を看過することはできません。

次に、予算案をめぐる質疑、答弁と修正動議の議決を踏まえた町当局の姿勢には、持つべき危機感が希薄であるというふうに言わざるを得ません。

それぞれの質疑に対して、町長は、大変重要な指摘でありますと述べ、副町長は、恒久的な税収対策を欠くことはできない、財政計画を示すべきだという話、何とか間に合わせてお示ししたいとも答えました。そのためには、雇用も、働く場の確保も、人口減少への歯どめも、企業を誘致することが全ての前提となっています。いみじくも、副町長は、歳入確保は何もしなければ減る、何かをして抑えていきたいとの発言をいたしました。その具体策が全く示されないまま、今日に至っています。課長からは、今後、まずは10年ぐらいの間の財政計画についてきちんと立てながらやるべき事務事業などについて対応すると、財源を確保しながら進めさせていただきたいと考えているとの答弁もされました。

全国的な少子高齢化の進行は、本町も例外ではなく、その渦中に置かれています。将来的な人口減少を踏まえた町税収の動向、地方交付税の動向、そして、町の有形固定資産の老朽化率が50%を上回ろうとしている中での更新に当たる財源の確保、さらには、S I Cを含む社会教育施設建設に伴う起債の発行、水道事業での10億円余りの企業債の発行、それらに係る元利償還計画、そして、将来世代に対する負担の公平性などについて、丁寧に議会や住民に説明をしていくことが必要であります。町民が必要とする社会教育施設であるとすれば、それは当然のこととして建設することが望ましいでありましょう。大型事業を展開しても扶助費が下がることはなく、住民福祉サービスが低下することもないとも町当局は答弁をしていることからして、どのように住民不安を取り除こうとしているのか、それを指し示さないまま、建設議論だけが先行することに異議を申し立てるものであります。

次に、この社会教育施設の建設は、切実な住民要望に基づく建設であり、かつ、住民との合意形成がなされているのかということに対して疑義を持つものです。過去には、町体育館の建設を

求める請願が採択され、発注段階まで進みながら建設が事実上凍結されています。この現状に対して、昨年9月26日、町の体育協会から早期建設を求める要望書が提出をされたことと、その際の町長の発言の一端がマスコミに報じられております。

今般の社会教育施設建設に向けた対応としては、町では、社会教育施設のあり方に関する懇談会を三たび開催をしています。私は、第1回目の懇談会における課長の発言として記録された一文に注目せざるを得ません。そこには、次のように述べたことが記されています。「平成26年度に体育館を建設する予定で、実施設計まで」、これは誤りなのですが、「実施設計まで終わり、建設に入るといところまでいきました」と、「説明会などを行っていた中で、住民合意が十分にとれているのかと、さまざまな意見をいただきまして、26年度の段階で、この計画を凍結しているのが現在の段階です。」このように、議事録に記載があります。

町は、今回の公民館、図書館の建設について、21行政区での懇談会席上で、建設計画を報告したことをもって住民合意が、十分に図ることができたと考えているのでしょうか。先ほどの質疑の中でも、懇談会参加者の心配する声を受けた対応について触れました。住民が合意できる裏づけが懇談会でも示されていません。ましてや、この懇談会は、結論を導くものでも、合意を得るものでもないという前提で開催されただけに、その開催には政治的なものがあるとうがった見方をする住民も少なくありません。

私は、過去の体育館建設計画の際にも、地域懇談会を開催し、基本設計などの説明を行ったものの、結果として、住民合意が不十分との事由などから凍結せざるを得なかったわけです。今般の公民館、図書館の建設計画は、当時の体育館の建設費用8億3,000万円のおおむね0.64倍である13億600万円を必要とする大型事業となっています。住民合意が十分にとれていないなどの理由で体育館建設計画時の轍を踏むようなことがあってはなりません。住民が何を望んでいるのかの把握と、その上に立って、住民との合意形成に汗を流すことが求められています。現状では、建設に向けた住民との合意と、そのためのコンセンサスが全く見えていないのはいかがなものでしょうか。

以上の論点、考えから、アドバイザー一委託料の現時点での支出は拙速であり、再考を求めて反対するものであります。ありがとうございます。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢でございます。一般会計補正予算、社会教育施設アドバイザー業務委託料の議決に対して、賛成の立場から討論を行います。

理由といたしまして、この議案は、3月会議の予算特別委員会で、公民館、図書館建設事業が民間活力を導入する新しい方法で建設すると示され、民間事業者選定のための業務委託料として2,500万円の予算が計上されました。財源として、国が進めている公共施設最適化の推進から公共施設等適正管理推進事業債を活用し財政負担を抑えたいこと、また、この事業債の活用期限が

平成33年までという制約もあり、早急な計画の進行と議会に対して用地取得などの詳細を示せないまま、まず議決してほしいという無理な提案だったと思われます。

また、今後続く大型事業による平泉町の財政状況につきましては、さきの行財政推進会議でも示されたとおり、当町の歳入は自主財源28%、依存財源が72%と、地方交付税に依存する体質は変わっていません。そして、歳出は、扶助費、公債費が年々ふえており、義務的経費が全体の39%を占めています。健全化判断の比率は、基準を下回っているものの、ここ数年の大型事業が続くことで、多額の起債の発行、基金の取り崩しにより、大きく上昇することも予測されます。そのため、議会の意向を推しはかり、直前の説明もあったところですが、これは、二元代表制の原則に基づく予算議決の議会権限に対する当局の軽視にほかならないと考え、私は、提出された修正動議に賛成いたしました。

しかしながら、今、町民は何を望んでいるのか、私を含め全議員は、建設には反対ではないということを表示していると思います。しかし、この事業を今、入り口でとめることが町民にとって最善のことなのかを考えると、やはり私は、住民自治の原点である、地域活動ができる拠点となる施設は必要であり、今回計画されている社会教育施設建設は、当町にとって今までの取り組みがおくれてきた社会教育の推進に大きく貢献するものではないかと考えました。従来の公民館、図書館とは根本的に違う、町民が主体的に活動できる機能を有したものになると考えたからです。

また、財源的には、確かに不安材料もたくさんありますが、財政調整基金も平成23年度から毎年度決算剰余金の積み立てによる増加で、28年度は、標準財政規模の42.15%になっています。財政調整基金は、標準財政規模の5%から20%が望ましいといわれており、現時点で、当町は健全と言えるのではないのでしょうか。しかし、今後続く大型事業への赤字補填となり、議会としても、そこは注視していきたいと考えています。財政当局には、健全化判断、財政健全化指標を堅持しつつ、徹底した情報公開と住民の生活に密着した福祉政策、子育て施策など、町民が安心してできる財政運営のもとで建設に努力していただきたいと考えています。

以上のことから、私は、一般会計補正予算、社会教育整備費の議決に賛成をいたします。議員各位のご賛同をお願いして、賛成討論を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、次に、原案に賛成の方ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで討論を終わります。

これから議案第27号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



(起立多数)

議長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、議案第27号、平成30年度平泉町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会5月会議に付託された議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成30年平泉町議会定例会5月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 阿部 圭 二

同 三枚山 光 裕